

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

平成21年6月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等（第8条―第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。

（道の責務）

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村との連携協力等）

第4条 道は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

（教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割）

第5条 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に

目次	ページ
条 例	
○北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例……………（健康安全室）	77
規 則	
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	79
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務業務センター）	82
○特定調達契約に係る入札の公告……………（法制文書課）	83
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（広報広聴課）	84
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正……………（競馬事業室）	84
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業支援課）	85
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	85
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	85
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等育成養成確保資金の一部改正……………（水産経営課）	85
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定目的の変更……………（治山課）	86
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	86
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	87
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	87
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	87
○特定調達契約に係る入札の公告……………	89
条 例	
北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例をここに公布する。	

当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 前項の目的を促進するため、道民の歯・口腔の健康づくりを支援する保健師、栄養士、介護従事者などの研修機会の確保に努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、道内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、道内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（道民の役割）

第7条 道民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、道及び市町村並びに事業者及び保険者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医等の支援等を通じ、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等

（北海道歯科保健医療推進計画）

第8条 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健医療推進計画」という。）を定めなければならない。

2 道歯科保健医療推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本的な目標

（2）道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次に掲げる基本的な施策

ア 道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備及び普及啓発

イ 歯・口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供

ウ 歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものとの連携体制の構築

エ 離島及びへき地における適切な歯科保健医療サービスの確保

オ 歯科保健事業に携わる従事者の確保及び資質の向上

カ 歯科保健事業の効果的な実施に資する調査研究の推進

キ アからカまでに掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民及び市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものの意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットその他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、道歯科保健医療推進計画の変更について準用する。

（市町村への支援）

第9条 道は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（指針の策定）

第10条 道は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の円滑な実施を促進するため、市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上での基本となる指針（以下「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」という。）を策定するものとする。

2 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインには、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）道民の各年齢階層に応じた歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

（2）歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割

（3）その他市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりに取り組むために必要な事項

（効果的な歯科保健対策の推進等）

第11条 道は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進

		規	則
に必要な措置を講ずるものとする。		北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
2 知事又は教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。		平成21年 6 月26日	
（障がい者等への支援）		北海道知事 高 橋 はるみ	
第12条 道は、歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。		北海道規則第65号	
（北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間）		北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	
第13条 道は、毎年11月8日から同月14日までを北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間と定め、80歳で歯を20本以上維持することを目的とした取組である8020運動について、道民の理解及び意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう普及啓発に努めるものとする。		北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。	
（道民歯科保健実態調査）		第1条の見出しを「（貸付け）」に改め、同条中「（昭和54年農林水産省令第22号）」の次に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」を加え、「貸付する」を「、農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表第1号の項から第7号の項までに掲げる資金に限る。）を貸し付ける」に改める。	
第14条 道は、道民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね5年ごとに、道民歯科保健実態調査を行うものとする。		第2条中「貸付する」を「貸し付ける」に、「貸付金の一沿岸漁業従事者等ごと」を「一の沿岸漁業従事者等又は一の認定中小企業者ごとの貸付金」に改め、同条の表第1号の項中「含む。）」の次に「（農商工等連携促進法第13条第2項及び第3項に規定する政令で定める期間が適用される場合（以下「農商工等連携促進法の特例の場合」という。）にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する政令で定める期間が適用される場合（以下「農林漁業バイオ燃料法の特例の場合」という。）にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））」を加え、同表第2号の項中「者」を「ものが設置する場合」に改め、「含む。）」の次に「（農商工等連携促進法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））」を加え、同表第3号の項中「以内を含む。）」の次に「（農商工等連携促進法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内	
（財政上の措置）			
第15条 道は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。			
（年次報告）			
第16条 知事は、毎年度、議会に、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。			
附 則			
（施行期日）			
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第10条の規定は、施行の準備等を勘案して規則で定める日から施行する。			
（検討）			
2 知事は、この条例の施行の日から5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。			

を含む。))」を加え、同表第4号の項中「1,300万円(」を「2,500万円(」に、「1,200万円」を「2,400万円」に改め、「含む。)」の次に「(農商工等連携促進法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。))、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては9年以内(据置期間1年以内を含む。))」を加え、同表第5号の項中「者」を「もの」に改め、「含む。)」の次に「(農商工等連携促進法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。))、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。))」を加え、同表第6号の項及び第7号の項中「以内を含む。)」の次に「(農商工等連携促進法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。))、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。))」を加える。

第3条中「貸付する」を「貸し付ける」に、「貸付金の一沿岸漁業従事者等ごと」を「一の沿岸漁業従事者等ごとの貸付金」に改める。

第4条中「貸付する」を「貸し付ける」に、「貸付金の一沿岸漁業従事者等ごと」を「一の沿岸漁業従事者等ごとの貸付金」に改め、同条の表第3号の項中「者に」を「ものの場合に」に、「含む。)」の次に「(農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては、12年以内(据置期間3年以内を含む。))」を加える。

第5条中「一沿岸漁業従事者等」を「一の沿岸漁業従事者等又は一の認定中小企業者」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 認定中小企業者

第6条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する「沿岸漁業」とは、無動力漁船若しくは総トン数20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う次に掲げる事業をいう。

(1) 水産動植物の採捕の事業

(2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

(3) 水産動植物の養殖の事業

第6条第3項第2号中「水産業普及指導員等」を「水産業普及指導員」に改める。

第7条第1項中「貸付を受けようとする者」を「貸付けを受けようとするもの」に改め、同条第2項中「貸付を受けようとする者が沿岸漁業従事者等の組織する」を「貸付けを受けようとするものが」に改め、同条第3項中「貸付を受けようとする者」を「貸付けを受けようとするもの」に改め、同条第4項中「貸付を受けた者」を「貸付けを受けたもの」に改める。

第8条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条中「貸付を受けようとする者」を「貸付けを受けようとするもの」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請が農商工等連携促進法第13条第2項に規定する資金に係る

ときにあっては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画の計画書の写しを、当該申請が農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金に係るときにあっては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画の計画書の写しを添えて提出しなければならない。

第9条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第1項中「貸付を」を「貸付けを」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第2項中「貸付の」を「貸付けの」に、「貸付を」を「貸付けを」に改める。

第11条中「貸付を受けた者」を「貸付けを受けたもの」に、「6月」を「、6月」に改める。

第12条中「者は」を「ものは」に改める。

第14条中「沿岸漁業改善資金」を「道は、沿岸漁業改善資金」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第15条第1項中「者」を「もの」に改め、後段を削り、同条第2項中「(第8条の貸付申請書にあっては、正本)」を削る。

別記第1号様式中「第8条の」を「第8条第1項の」に、「貸付を」を「貸付けを」に、

償 還 計 画										
支払	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
期日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

を

償 還 計 画												
支払	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
期日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

を

に改める。

別記第2号様式その1の1の事項の表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記入すること。

別記第2号様式その1の末尾欄外の添付資料の2の事項中「別紙様式」を「申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙様式」に改め、同様式その2の1の表の注を次のように改める。

- (注) 1 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記入すること。
- 2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記入すること。
- 3 養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況は、次の事項について記入すること。
- (1) 基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数
- (2) 養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等
- (3) 年間生産量、生産金額、漁業所得等

別記第2号様式その2の末尾欄外の添付資料の事項を次のように改める。

(添付資料)

申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙様式による収支計画書別記第2号様式その3の1の事項の表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記入すること。

別記第2号様式その3の2の事項(1)のアの表及び(2)のアの表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記入すること。

別記第2号様式その3の2の事項(3)のアの(ア)の表及び(3)のイの(ア)の表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取り組む内容を記入すること。

別記第2号様式その3の末尾欄外の添付資料の2の事項を次のように改める。

2 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙様式による収支計画書

別記第2号様式その4の1の事項の表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名又は名称に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記入すること。

別記第2号様式その4の2の事項(1)の表、(2)のアの表、(3)のアの表及び(3)のイの表に注として次のように加える。

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記入すること。

別記第2号様式その4の末尾欄外の添付資料の2の事項を次のように改める。

2 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙様式による収支計画書

別記第2号様式その5の3の事項の表の注を削り、同様式その5の4の事項中「生活関係の改良普及員」を「水産業普及指導員」に改め、同様式その6の4の事項中「生活関係の」を削り、同様式その9の2の事項(4)の表及び同様式その10の2の事項(4)の表の添付資料の事項を次のように改める。

(添付資料)

申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙様式による収支計画書

別記第3号様式中「貸付に」を「貸付けに」に、

「	第10回	年	月	日	円	」を
「	第10回	年	月	日	円	」に、「貸付の」を「貸付けの」
	第11回	年	月	日	円	
	第12回	年	月	日	円	

に改める。

別記第4号様式中「

貸付の決定

」を「

貸付けの決定

」に、

「	第10回	年	月	日	円	」を
「	第10回	年	月	日	円	」に改め、同様式借用証書裏
	第11回	年	月	日	円	
	第12回	年	月	日	円	

面の事項第1条中「貸付を」を「貸付けを」に、「者」を「もの」に改め、第4号を第9号とし、第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

(3) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立て又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受け、又は精算に入ったとき。

- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
(6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
(7) この借入金により改良し、又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。
別記第5号様式中「貸付の」を「貸付けの」に、「貸付を」を「貸付けを」に改める。
別記第6号様式中「貸付の」を「貸付けの」に、

「

第10回	年	月	日	千円
------	---	---	---	----

」を

「

第10回	年	月	日	千円
第11回	年	月	日	千円
第12回	年	月	日	千円

」に改める。

別記第7号様式中

「

第10回	年	月	日	円
------	---	---	---	---

」を

「

第10回	年	月	日	円
第11回	年	月	日	円
第12回	年	月	日	円

」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第472号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 169台
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- 納 入 期 日 平成21年9月1日（火）
- 納 入 場 所 入札説明書による。
- 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

4 入札執行の日時等

- 入 札 開 始 日 時 平成21年7月15日（水）午前9時
- 入札書提出締切日時 平成21年7月17日（金）午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に提出すること。送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月16日（木）まで必着とする。

- 開 札 場 所 北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 開 札 予 定 日 時 平成21年7月21日（火）午後3時

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

- この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の時期
ア 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの売買 300台
イ 予 定 時 期 平成21年7月ころ
- この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成21年1月16日付け北海道告示第30号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道総務部行政改革局総務業務センター (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道総務部行政改革局総務業務センターのホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sgc/bpk/contents/bdt.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 入札参加申請書の提出 (1) 提 出 の 時 期 電子による場合は、平成21年6月26日から同年7月10日までのうち、開庁日及び土曜日の午前8時から午後11時まで。ただし、同年6月26日は午前9時から、同年7月10日は午後5時まで。 紙による持参の場合は、平成21年6月26日から同年7月10日までのうち、日曜日及び土曜日を除き、毎日の午前9時から午後5時まで。ただし、同年7月10日は午後3時まで。 紙による送付の場合は郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センターに平成21年7月9日必着とする。 (2) 提 出 場 所 電子入札システム上及び総務部行政改革局総務業務センター 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5076 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 169 B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., July 21, 2009 (Mailed bids must arrive no later than July 16, 2009)	C. Contact : General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform, Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076 北海道告示第473号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年6月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道総合文書管理システムに使用するサーバ等機器の賃貸借 一式 （1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年12月1日から平成26年11月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 期 限 平成21年11月23日（月） (5) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品の障害発生時に、迅速な対応がとれる体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年6月26日（金）から同年7月24日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
---	--

に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道総務部人事局法制文書課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部人事局法制文書課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総務部人事局法制文書
課法規審査室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌
市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道総務部人事局法制文書課）

(2) 入 札 日 時 平成21年 8 月 6 日（木）午前11時（送付による場合は、必
着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約を
関する事務を担当する組織に電子メール（bunsho.bunshok5@
pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第 1 項の規定により定めた予定
価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入
札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 (2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次によ
る。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部人事局法制文書課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話番号 011-204-5034

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Server machines used for the Hokkaido integrated document management system

B. Time limit of tender : 11 : 00 A.M., 6 August, 2009

C. Contact : Legal Affairs and Archives Division, Department of General Affairs, Hokkaido
Government North 3, West 6, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5034

北海道告示第474号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 6 月 26 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

2 落札を決定した日

平成21年 4 月 3 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社オリコム

(2) 住 所 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター

4 落札金額

143,850,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 2 月 13 日付け北海道告示第97号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第475号

平成 4 年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第 2 項の規定によ
る競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正す
る。

石狩場外発売所の項の次に次の１事項を加える。

札幌中央場外発売所 札幌市中央区南６条西１丁目

北海道告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、池田土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成21年6月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年6月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3 第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3 第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
さろま	中山間地域総合整備（区画整理、客土、暗きょ排水、農用地改良保全）	北海道網走支庁
訓子府西	畑地帯総合整備（担い手支援型）（農業用排水施設、暗きょ排水、土層改良、農用地造成、農地保全）	同

北海道告示第478号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 6 月26日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 高 橋 はるみ
中 愛 別	ため池等整備 [用排水施設整備]	完了年月日 平成12.12.20
平 扇	農免農道整備	同 20. 8.29
智 恵 文	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水)	同 19. 8.20
同	同 (暗きょ、土層改良)	同 20.10. 3
西多寄第2	経営体育成基盤整備 (農業用排水)	同 20.11.28
同	同 (暗きょ)	同 18. 5.30
同	同 (区画整理)	同 17. 9.26
たいせつ西	同 (農業用排水施設)	同 19.11.29
同	同 (農業用道路)	同 19.10. 9
同	同 (客土)	同 18.11.29
同	同 (暗きょ排水、区画整理)	同 20. 5.23
多 寄 東	同 (農業用排水)	同 20. 5.20
同	同 (暗きょ)	同 18. 6.15
同	同 (区画整理)	同 18. 6. 5
瑞生第2	地域水田農業支援排水対策特別 (農業用排水)	同 20.12.19
武 徳 北	水田農業振興緊急整備 (暗きょ)	同 20.11.27

北海道告示第479号

昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1経営等改善資金の表資金の種類の中「貸付の」を「貸付けの」に改め、同表1の項中「限る。）」の次に「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）」を加え、同表6の項中「限る。）」の次に「、認定中小企業者」を加え、同表8の項中「1と同じ。」を「沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）」に改め、同表9の項から17の項までの規定中「1と同じ。」を「8と同じ。」に改める。

第2生活改善資金の表資金の種類の中「貸付の」を「貸付けの」に改める。

第3 青年漁業者等養成確保資金の表資金の種類の中「貸付の」を「貸付けの」に改める。

第4 沿岸漁業改善資金の借受主体の事項中「、第4 条及び第6 条」を「及び第4 条」に、「定める者」を「定めるもの」に、「受けた者」を「受けたもの」に改める。

北海道告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1 項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 小樽市春香町38の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源のかん養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字豊岡122から126まで・字月島166（以上6 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第2 項及び第26条の2 第1 項の規定により、次のように保安林の指定及び保安林の指定を解除する。

平成21年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解 除

(1) 解除に係る保安林の所在場所 函館市中道1 丁目30の1、35の1、36の1

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

2 指 定

(1) 保 安 林 の 所 在 場 所 1 の(1)に同じ

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第483号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年 6 月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 航空保安施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年6月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・45号帯広北新道	帯広市西17条北1丁目	音更町字東和西4線	音更町字下音更字音更		
同	3・3・101号音更大通	音更町字東和	帯広市大通北1丁目	音更町木野大通東19丁目		
同	3・3・47号学園通	帯広市稲田町東1線	帯広市南の森東3丁目	帯広市稲田町基線		
同	3・3・124号緑陽北通	音更町木野大通西19丁目	音更町字下音更	音更町緑陽台北区		
同	3・4・103号音更北大通	音更町字音更	音更町大通2丁目	音更町北陽台		
同	3・4・104号千疊通	音更町雄飛が丘	音更町北陽台	音更町桜が丘		
同	3・4・105号音更中央通	音更町大通12丁目	音更町柏寿台	音更町大通7丁目		

同	3・4・106号桜が丘通	音更町桜が丘西	音更町新通7丁目	音更町大通7丁目
同	3・4・107号音更東大通	音更町東通12丁目	音更町新通2丁目	音更町新通7丁目
同	3・4・108号鈴蘭通	音更町木野大通西8丁目	音更町中鈴蘭元町	音更町木野西通8丁目
同	3・4・109号木野西通	音更町木野西通9丁目	音更町木野西通11丁目	音更町木野西通10丁目
同	3・4・110号宝来通	音更町木野大通東5丁目	音更町宝来東町北1丁目	音更町宝来西町南1丁目
同	3・4・112号木野東通	音更町木野大通東1丁目	音更町木野大通東8丁目	音更町木野東通5丁目
同	3・4・113号木野東大通	音更町木野大通東9丁目	音更町木野大通東19丁目	音更町柳町仲区
同	3・4・114号柳町通	音更町柳町南区	音更町木野大通東15丁目	音更町木野大通東15丁目
同	3・4・115号花園通	音更町新通12丁目	音更町東通12丁目	音更町新通12丁目
同	3・4・116号雄飛が丘通	音更町大通12丁目	音更町字音更	音更町雄飛が丘南区
同	3・4・117号宝来中央通	音更町宝来仲町南2丁目	音更町宝来北2条4丁目	音更町宝来東町南1丁目
同	3・4・118号宝来西通	音更町宝来西町南2丁目	音更町宝来西町北1丁目	音更町宝来西町南1丁目
同	3・4・119号宝来東通	音更町宝来東町南2丁目	音更町宝来東町北1丁目	音更町宝来東町南1丁目
同	3・4・121号基線通	音更町木野西通12丁目	音更町木野西通15丁目	音更町木野西通13丁目
同	3・4・122号緑陽通	音更町緑陽台南区	音更町木野大通西15丁目	音更町木野西通15丁目
同	3・4・123号木野北通	音更町木野大通東13丁目	音更町北鈴蘭北5丁目	音更町緑陽台南区
同	3・4・125号緑陽西通	音更町緑陽台南区	音更町緑陽台南区	音更町緑陽台南区
同	3・4・126号物流団地通	音更町字音更	音更町字音更	音更町字音更
同	3・4・127号南宝来通	音更町ひびき野東町1丁目	音更町ひびき野西町1丁目	音更町ひびき野仲町2丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第74号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年6月26日

北海道渡島支庁長 寺 山 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 複写機等の賃貸借その1
- ア 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機（ファクシミリ）
- イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 複写機等の賃貸借その2
- ア 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機
- イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (3) 複写機等の賃貸借その3

- ア 落札に係る物品等の名称 デジタル複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (4) 複写機等の賃貸借その4
ア 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (5) 複写機等の賃貸借その5
ア 落札に係る物品等の名称 デジタルカラー複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (6) 複写機等の賃貸借その6
ア 落札に係る物品等の名称 デジタル幅広複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (7) 複写機等の賃貸借その7
ア 落札に係る物品等の名称 デジタル幅広複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (8) 複写機等の賃貸借その8
ア 落札に係る物品等の名称 デジタル幅広複写機
イ 数量 1台及び1式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成21年 3 月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 1の(1)、(3)、(4)及び(5)
ア 氏 名 株式会社近藤商会
イ 住 所 函館市西桔梗町589番地
(2) 1の(2)、(6)、(7)及び(8)
ア 氏 名 株式会社加藤榮好堂
イ 住 所 亀田郡七飯町本町4丁目5番1号
- 4 落札金額
(1) 複写機等の賃貸借その1
基本複写料金 1,000枚まで 1,500円
1,001枚から 5,000枚まで 1枚当たり 1.50円
5,001枚以上 1枚当たり 1.50円
(2) 複写機等の賃貸借その2
基本複写料金20,000枚まで 15,100円
20,001枚から30,000枚まで 1枚当たり 0.75円
30,001枚以上 1枚当たり 0.75円

- (3) 複写機等の賃貸借その3
基本複写料金 5,000枚まで 4,500円
5,001枚から10,000枚まで 1枚当たり 0.90円
10,001枚以上 1枚当たり 0.90円
- (4) 複写機等の賃貸借その4
基本複写料金 300枚まで 2,280円
カラー301枚から800枚まで 1枚当たり 7.60円
801枚以上 1枚当たり 7.60円
モノクロ1枚以上 1枚当たり 1.80円
- (5) 複写機等の賃貸借その5
基本複写料金1,000枚まで 7,600円
カラー1,001枚から3,000枚まで 1枚当たり 7.60円
3,001枚以上 1枚当たり 7.60円
モノクロ1枚以上 1枚当たり 1.80円
- (6) 複写機等の賃貸借その6
基本複写料金 150カウントまで 14,900円
151カウント以上 1カウント当たり 6.00円
- (7) 複写機等の賃貸借その7
基本複写料金 200カウントまで 15,200円
201カウントから 300カウントまで 1カウント当たり 6.00円
301カウント以上 1カウント当たり 6.00円
- (8) 複写機等の賃貸借その8
基本複写料金 500カウントまで 17,000円
501カウントから1,000カウントまで 1カウント当たり 6.00円
1,001カウント以上 1カウント当たり 6.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 2 月 3 日付け北海道渡島支庁告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道渡島支庁告示第75号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 6 月26日

北海道渡島支庁長 寺 山 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機等の賃貸借その 1

ア 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機

イ 数量 1 台及び 1 式（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）

(2) 複写機等の賃貸借その 2

ア 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機

イ 数量 1 台及び 1 式（1 月当たりの単価及び 1 枚当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成21年 4 月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア 氏 名 株式会社加藤榮好堂

イ 住 所 亀田郡七飯町本町 4 丁目 5 番 1 号

(2)ア 氏 名 スエヒロ事務機株式会社

イ 住 所 函館市乃木町 8 番15号

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借その 1

基本複写料金 5,000枚まで 7,400円

5,001枚から10,000枚まで 1 枚当たり 1.46円

10,001枚以上 1 枚当たり 1.50円

(2) 複写機等の賃貸借その 2

基本複写料金1,000枚まで 15,200円

1,001枚から3,000枚まで 1 枚当たり 4.20円

3,001枚以上 1 枚当たり 3.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 3 月 3 日付け北海道渡島支庁告示第36号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道後志支庁告示第53号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年 6 月26日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 北海道行政情報コミュニケーションシステム端末機器の賃貸借

パーソナルコンピュータ 23台 一式（1 月当たりの単価）

(2) 土砂災害システム端末機器の賃貸借

パーソナルコンピュータ 1 台 一式（1 月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成21年 6 月10日

3 落札者の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社フルムラ商会

(2) 住 所 小樽市花園 2 丁目 9 番11号

4 落札金額

(1) 37,905円

(2) 3,780円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年 4 月28日付け平成21年北海道後志支庁告示第42号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 小樽市奥沢 1 丁目21番 1 号

北海道十勝支庁告示第77号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 6 月26日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車 1 台（交換契約により貨物兼乗用自動車 1 台を相手方に供し、乗用自動車 1 台を当該契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成21年12月25日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝保健福祉事務所児童相談部

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 6 月26日から同年 7 月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0802 帯広市東 2 条南24丁目14番地
北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東 2 条南24丁目14番地 北海道十勝保健福祉事務所児童相談部会議室（送付による場合は、郵便番号 080-0802 帯広市東 2 条南24丁目14番地 北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課総務係）

(2) 入 札 日 時 平成21年 8 月 7 日（金）午後 3 時（送付による場合は、平成21年 8 月 6 日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 平成16年北海道告示第448号の 1 の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア) 名 称 及 び 数 量 自動車の賃貸借 10台 一式

イ) 予 定 時 期 平成22年 2 月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量110グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課に申し込むこと。

また、十勝保健福祉事務所児童相談部のホームページにおいてダウンロードすることができる。<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cuo/>

9 落札者の決定方法及び契約書の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のア及び3 の(1)による。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)から(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課

(2) 所 在 地 郵便番号 080-0802 帯広市東 2 条南24丁目14番地
電話番号 0155-22-5100

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Car Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., August 7, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than August 6)

C. Contact : Administrative Division, Children Consultation office, Tokachi Health and Welfare Center Hokkaido Government, 14 Minami 24, Higasi 2, Obihiro, Hokkaido, 080-0802 Japan
Phone : 0155-22-5100